

平成31年度
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会
募集要領

- 【講習期間】 平成31年4月14(日)～平成32年2月23日(日)
【募集期間】 平成31年2月12日(火)～平成31年3月11日(月)
【実施コース】 必修基礎コース

事業実施主体:東京都・八王子市
事業運営主体:一般社団法人東京都言語聴覚士会

1 目的

この講習会は、失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に失語症者とのコミュニケーション手法等の指導を行い、意思疎通支援者を養成し、もって失語症者の福祉の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。併せて実習も行います。

- (1) 失語症とは何か
- (2) 意思疎通支援者の役割、心構え及び倫理
- (3) コミュニケーション支援
- (4) 外出同行支援
- (5) 身体介助
- (6) その他、失語症者の意思疎通支援に必要な事項

3 対象者

失語症者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1) 東京都内に住所を有するか、または東京都内に日常生活の場を有する方
- (2) 平成31年4月1日現在、18歳以上の方
- (3) 講習会を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方

4 募集人員等

- (1) 募集コース・人員

必修基礎コース 44人(東京都 40人、八王子市4人)

- (2) 養成目標

失語症者の日常生活や支援のあり方を理解し、1対1のコミュニケーションを行うための技術を身に付ける。さらに、日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。

- (3) 到達目標

失語症者との1対1の会話を行えるようになり、買い物・役所での手続き等の日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行えるようになる。

5 講習期間、講習内容及び会場

(1) 講習期間(時間、回数)

平成31年4月14日(日)～平成32年2月23日(日)(全40時間、年間14回)

(2) 講習内容(時間、回数)

ア 講義及び合同実習(全25時間、年間9回)

概ね土日開催(詳細は下表参照)

イ 失語症友の会・サロン等での実習(全15時間、年間5回)

注1 下表講習日程の*印のついた講義を欠席されると、次の講義・実習に支障が生じるため、以降の受講は中断となり修了できません。

2 失語症友の会・サロン等での実習については、実習先によって、1回当たりの実習時間が異なる場合があります。

3 実習先は、各々相談の上受講開始後に決定します。

4 修了要件は、下表講習日程の*印のついた講義に全て出席できていること、かつ、規定の出席日数(全40時間の8割以上)を満たす必要があります。

(3) 講習日程及び会場

日時		主な会場(予定)	最寄り駅
*4月14日(日)	13:00～13:30 開講式 13:40～16:40	中野サンプラザ	JR・東京メトロ 中野駅
5月18日(土)	9:30～11:30		
*6月9日(土)	13:00～16:30		
*7月14日(日)	13:30～16:30		
8月3日(土)	13:00～17:00	東京衛生学園専門学校	JR 大森駅
9月21日(土)	13:30～16:30	中野サンプラザ	JR・東京メトロ 中野駅
10月27日(日)	13:30～16:30		
12月14日(土)	13:30～15:30		
7月15日(月) ～2月9日(日)	実習全15時間5回	実習先による	実習先による
2月23日(日)	13:30～15:30 15:40～16:20 修了式	中野サンプラザ	JR・東京メトロ 中野駅

※日程及び会場については、一部変更する場合があります。

※講習会会場への直接の問合せは御遠慮願います。

※実習会場と日程は調整・確認後決定・通知します。

6 受講申込書配布・申込方法・申込期限

(1) 申込書の配布

ア ホームページにて

東京都言語聴覚士会ホームページ掲載の「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会受講申込書」をダウンロードしてください。

<HP アドレス <http://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/>>



イ 郵送にて

宛名を書いた92円切手貼付の返信用封筒(長形3号=縦23cm×横12cm)を同封の上、3月4日(月)(当日必着)までに下記送付先宛に請求ください。

<送付先> 〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1 中野サンプラザ9階
一般社団法人東京都言語聴覚士会
意思疎通支援者養成事業担当(行)

ウ 窓口にて

東京都福祉保健局障害者施策推進部(都庁第一本庁舎31階南側)、各区市町村障害福祉主管課等の各窓口で配布します。

(2) 受講申込方法と申込先

以下のいずれかの方法でお申込ください。

ア ホームページにて

東京都言語聴覚士会ホームページ掲載の「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会受講申込」の入力フォームに御記入の上、直接送信してください。

<HP アドレス <http://st-toshikai.org/shitsugo-moushikomi/>>

イ メールにて

「(1) 申込書の配布」の「ア ホームページにて」によりホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記載し、応募専用アドレスにお送りください。

<応募専用アドレス oubo-ishisotsu@st-toshikai.org>

ウ 郵送にて

同封の所定申込書に必要事項を記載し、下記送付先宛へお送りください。

<送付先> 〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1 中野サンプラザ9階
一般社団法人東京都言語聴覚士会
意思疎通支援者養成事業担当(行)

(3) 申込期限

平成31年3月11日(月)(郵送の場合は当日必着)

7 選考方法及び期間

- (1) 書類審査 平成31年3月17日(日)
- (2) 結果送付 平成31年3月23日(土)予定

※ 受講の可否の結果につきましては、申込み全ての方に郵便にてお知らせいたします。

8 留意事項

以下に該当する場合、申込を受理できませんので御注意ください。

- (1) 受講対象に適合しないもの
- (2) 記載事項不備
- (3) 申込期限後の申込みなど、その他申込手続きに不備があるもの

9 講習会修了者

- (1) 本講習会の修了者には、修了証が交付されます。
- (2) 本講習会の目的を達成し、都内各地域での失語症者向け意思疎通支援事業の充実に資するために、本講習会修了者名簿を作成し、修了者の氏名・修了コース名・住所・連絡先等を都内全区市町村に報告いたします。都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動に協力していただきます。

10 その他

受講料は無料ですが、テキスト代等については実費を御負担いただきます。

11 八王子市にお住まいの方へ

失語症者向け意思疎通支援者養成講習会は、都道府県、中核市及び指定都市が実施主体となりますが、平成31年度は東京都及び八王子市が合同で実施いたします。

【問合せ先】

一般社団法人東京都言語聴覚士会 失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会

電話：03-6859-7568

FAX：03-6859-7441 ※東京都言語聴覚士会 意思疎通事業（行）と明記

メール：ishisotsu@st-toshikai.org